平成２２年（フ）第２３８９号
名古屋市天白区植田西２丁目1202番地　宝八事ハイツ601号
債務者　木村　　功
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６３号
神戸市灘区土山町13番７号　サンパレス御影山手201号、従前の住所兵庫県宝塚市宝梅２丁目７番１―404号
債務者　下江　隆文
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００４号
神戸市須磨区妙法寺字樫原48番地の６　シバキリ荘202号室
債務者　武平炳浩こと　朴　　炳浩
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４２号
神戸市中央区琴ノ緒町２丁目５番２号　北尾荘３Ｆ東
債務者　有田佐奈江（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８号
山口県柳井市新天地１番31号
債務者　易本　　武
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第９９号
山口県岩国市周東町下久原2383番地１
債務者　山内　良枝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０１号
山口県岩国市尾津町２丁目43番６号
債務者　志村　英雄
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０４号
山口県柳井市柳井1910番地の１　恵愛会柳井病院、住民票上の住所山口県周南市大字呼坂1100番地の254
債務者　磯部　康貴
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０５号
山口県岩国市平田６丁目59番２―401号
債務者　藤井　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０６号
山口県岩国市平田６丁目59番２―401号
債務者　藤井　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第５８３号
北九州市八幡西区美吉野町２番２号
債務者　松本美保子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５２号
長崎県島原市有馬船津町1036番地
債務者　鴛﨑　雄一
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１９３７号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字涼松185番地14　エルハイム102号
債務者　副島　博文
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６０号
愛知県半田市榎下町26番地の２　メゾニティーヒルズＡ棟101号
債務者　安藤　邦子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５８２号
愛知県豊田市美和町３丁目25番地　県営１―３―514号
債務者　伊藤　和則
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１６号
北九州市門司区丸山１丁目５番27号
債務者　益田　繁樹
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７２５号
北九州市小倉北区紺屋町７―２―401國信祐幸方
債務者　杉山　　薫（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部